

【居宅介護支援重要事項説明書】

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 隆明会
(2) 法人所在地 長崎県大村市鬼橋町1416番地
(3) 電話番号 0957-27-4500
(4) 代表者職氏名 理事長 森 隆敏
(5) 設立年月 平成10年7月15日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業
(2) 事業所の名称 居宅介護サービスセンターふる里
(3) 事業所番号 4270500111
(4) 事業所の所在地 長崎県大村市鬼橋町1416番地
(5) 電話番号 0957-27-4500
(6) 管理者氏名 阿比留由美子
(7) 開設年月日 平成12年4月1日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大村市、諫早市、東彼杵町、川棚町
*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談できます

- (2) 営業日及び営業時間

月曜日から 土曜日	午前8時から午後5時
	ただし緊急時にはお電話ください(24時間対応)
休業日	日曜日 ・5/3～5 ・8/14～16 ・12/30～1/3

4 職員の体制

従業員の職種	業 務 内 容	人 数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	1人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上

5 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- (ア) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (イ) 要介護等認定（更新申請）の申請代行
- (ウ) 給付管理業務
- (エ) 月 1 回の自宅訪問（利用票説明、サービス利用状況確認等）

6 費用（利用料）

要介護認定を受けた方は介護保険制度から 10 割給付されますので利用者負担はありません。居宅介護支援利用料は厚生労働大臣が定め、その額は下記の通りです。

＜基本報酬＞

要介護 1・2 1,076 単位／月

要介護 3・4・5 1,398 単位／月

＜加算＞

初回加算 300 単位／月

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 200 単位／月

(Ⅱ) 100 単位／月

退院退所加算 (Ⅰ) イ 450 単位／月

(Ⅰ) ロ 600 単位／月

(Ⅱ) イ 600 単位／月

(Ⅱ) ロ 750 単位／月

7 交通費について

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

・公共機関を利用した場合 実費

・自動車を利用した場合

事業所からお住まいまでの走行距離に応じて、1 km 毎に 50 円

8 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

9 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援サービスの内容、利用料の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ること、利用者は居宅サービ

ス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の剪定理由の説明を求めることが出来ます。

- ・特定の事業者等に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむおえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

10 秘密保持

- ①事業者、介護支援専門員及びその他の職員は正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。
- ②事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族に関する情報秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- ③事業者は、利用者の個人情報及び利用者の家族の個人情報を用いる場合には、別紙「個人情報使用同意書」に利用者及び家族からの同意を頂きます。
- ④事業者は、利用者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守し適正に実施します。
- ⑤①の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報をなすことができるものとし、その場合秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

11 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定

し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

12 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

13 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

14 他機関との各種会議等

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

15 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施する為及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 虐待の防止

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

18 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対する為に次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図り、担当者を置きます。
- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為がご利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ・暴力又は乱暴な言動・殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける
- ・怒鳴る・奇声や大声を発するなど
- ・ハラスメント行為・不必要に体を触る手を握る・腕を引っ張り抱きしめる
- ・卑猥な画像や動画を繰り返し見せるなど
- ・その他・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為など

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア．提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ．相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じた訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- 管理者は事実関係の確認を行う。
- 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。

- 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、対応する。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う

(2) 当事業所相談窓口

相談窓口	居宅介護サービスセンター ふる里
担 当 者	阿比留由美子
電話番号	0957-27-4500
対応時間	24時間対応

(3) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

大 村 市 保 健 福 祉 部 長寿介護課	電話 番号	0957-20-7301
	ファックス番号	0957-53-1978
大村市地域包括支援センター	電話 番号	0957-53-8141
	ファックス番号	0957-53-8348
長崎県社会福祉協議会 運営適正委員会	電話 番号	095-842-6410
	ファックス番号	
長崎県国民健康保険団体 連合会／介護保険課	電話 番号	095-826-1599
	ファックス番号	

20 担当の介護支援専門員

_____様を担当する介護支援専門員は、廣谷 和子です。
やむを得ない事由で担当を変更する場合は事前にご連絡いたします。

21 お客様へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、サービス計画書(ケアプラン)等は、介護に関する重要な書類のため契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

私は、本書面に基づいて居宅介護サービスセンターふる里の職員（介護支援専門員：廣谷和子）から居宅介護支援重要事項の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

続柄

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次の通りです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	10.5	%
通所介護(地域密着)	41.4	%
福祉用具貸与	24.3	%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	司コーポレーション 34.3%	恵光会 14.3%	松原福祉会 14.3%
通所介護(地域密着)	隆明会 48.6%	ツクイ 10.4%	敬天会 5.0%
福祉用具貸与	松尾医療器 37.1%	新和メディカル 21.3%	ベストケア 16.3%